

審 査 請 求 書

2021年12月13日

茨城県知事 大井川和彦殿
(担当課 営業戦略部営業企画課)

審査請求人 ■■■■■

貴殿の行政文書不開示決定に一部不服がありますので、下記の通り審査請求をします。

審査請求人	住 所	取手市■■■■■	郵便番号 302-■■■■■
	氏 名	■■■ ■■■	電話番号 ■■■■■
審査請求に係る処分 の内容	審査請求人が行った行政文書「①茨城県章の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書②知事大井川氏個人のホームページおよびYouTubeチャンネルで一時、茨城県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録」の開示請求に対し、茨城県知事が2021年11月5日付営企指令第1号により通知された「行政文書不開示決定」の処分		
審査請求に係る処分 があったことを知っ た日	2021年11月6日		
審査請求の趣旨	上記②について不開示とした理由付けに納得できないので、不開示処分を取り消し、情報を開示するよう求めます。		
審査請求の理由	<p>① 今回、文書開示求めている対象事案は、茨城県の最高権力者である知事大井川氏が自らの政治宣伝のため、事前協議や使用申請書提出など定められた手続きを経ずに茨城県章を無断で使用していたという重大な非行です。茨城県情報公開条例で定める「公益上特に必要があると認める」べき情報に該当します。知事の職務外で「個人」としての行為と杓子定規に解釈して不開示にするのは県民として納得できません。大井川知事の非行を県民に自ら説明せず、謝罪もしないのは政治的・道義的にも許されません。</p> <p>② 添付資料の通り、大井川氏個人のホームページ、およびYouTubeチャンネルでの県章掲載について請求人は今年8月30日、茨城県公式サイトから営業企画課宛に不正利用ではないかと問い合わせを送りました。これに対し、同課広報グループは翌日「本県へ県章使用承認申請書の提出がなされていないことが確認されたことから、8月30日に同サイト管理者に対して、速やかに県章を削除するよう要請いたしました。」と回答しています。この回答により、県章無断掲載の事実は第三者に開示されており、既に「公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがある情報」には該当しません。</p> <p>③ 添付資料の通り、②の回答に基づき、請求人は8月31日午後3時54分、自らが管理するTwitterアカウント「戸頭写真クラブ」で「大井川知事@k_oogawaの政治活動PRサイトへの茨城県章使用問題で、県営業企画課から先ほどメールを頂きま</p>		

	<p>した。『県章使用承認申請書の提出がなされていないことが確認されたことから、8月30日に同サイト管理者に対して、速やかに県章を削除するよう要請いたしました』#茨城県知事選」と投稿しています。この時点で知事の県章無断利用は既に公知の事実となっており「公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがある情報」には該当しません。</p>
処分庁の教示の有無	有
教示の内容	<p>(不服申立てに係る教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴えに係る教示) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
その他関連事項	なし
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業企画課とのメールやりとりの写し ・ Twitter 投稿の写し

以上